Exceed expectations

第15期 定時株主総会
招集ご通知

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び株主様の安全確保のために、株主様におかれましては、可能な限り書面又は電磁的方法（インターネット等）による議決権の事前行使をお願い申しあげます。

- 株主総会にご出席される場合は、株主総会開催時点での新型コロナウイルスの流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申しあげます。
- 株主総会会場において、感染防止のための措置を講じる場合がありますので、ご協力のほどお願い申しあげます。

- 株主総会にご出席の株主様へのお土産の配付及び株主総会後の株主懇談会の開催は、新型コロナウイルス感染症の発生状況に鑑み、取り止めとさせていただきます。

開催日時
2021年6月23日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）

開催場所
埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地5
KSビル8階 サイサンホール
会場が昨年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください

議案
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役7名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 取締役に対する株式報酬制度に係る報酬枠再設定の件

株式会社エイチワン
証券コード：5989

経営理念

世界に貢献する企業に向かって
「尊重 信頼 挑戦」
そこから生まれる夢の実現

社是

私達は
世界中のお客様の期待に応える
魅力あふれる
商品・サービスを提供する

目　次

第15期定時株主総会招集ご通知 … 2
議決権行使についてのご案内 …… 3
株主総会参考書類 …… 5
コーポレート・ガバナンス基本方針及び体制 …… 18
事業報告 …… 20
連結計算書類 …… 41
計算書類 …… 43
監査報告書 …… 45

株主各位

証券コード　5989
2021年6月4日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地5
株式会社エイチワン
代表取締役社長執行役員　金田　敦

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、**新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び株主様の安全確保のために、株主様におかれましては、可能な限り書面又は電磁的方法（インターネット等）による議決権の事前行使をお願い申しあげるとともに、株主総会にご出席される場合はマスク着用などの感染予防にご配慮いただきご来場くださいますよう、お願い申しあげます。**

書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使するにあたりましては、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2021年6月22日（火曜日）午後5時まで**に議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1 日　　時	**2021年6月23日（水曜日）午前10時**（受付開始 午前9時30分）
2 場　　所	埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地5 **KSビル8階 サイサンホール** **（会場が昨年と異なっております。末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください）**
3 目的事項	**報告事項** 1. 第15期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第15期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件 **決議事項** 第1号議案　剰余金処分の件 第2号議案　定款一部変更の件 第3号議案　取締役7名選任の件 第4号議案　補欠監査役1名選任の件 第5号議案　取締役に対する株式報酬制度に係る報酬枠再設定の件
4 議決権行使のご案内	3～4頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。
5 インターネットによる開示	(1) 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。 ① 連結計算書類の連結持分変動計算書及び連結注記表 ② 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表 なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知提供書面に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している連結持分変動計算書及び連結注記表並びに株主資本等変動計算書及び個別注記表となります。 (2) 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに修正後の事項を掲載させていただきます。 **当社ウェブサイト　www.h1-co.jp**

以　上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

- **株主総会にご出席の株主様へのお土産の配付及び株主総会後の株主懇談会の開催は、新型コロナウイルス感染症の発生状況に鑑み、取り止めとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。**

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は株主の皆様の重要な権利です。是非とも議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。
議決権は、以下の３つの方法により行使いただくことができます。

株主総会に出席される場合

議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付にご提出**ください。

日 時　**2021年６月23日（水曜日）午前10時**（受付開始 午前９時30分）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、書面（郵送）又はインターネット等により議決権を行使いただき、当日のご来場の見合わせについてもご検討くださいますようお願い申しあげます。

書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**行使期限までに到着するようご返送**ください。

行使期限　**2021年６月22日（火曜日）午後５時到着分まで**

インターネット等で議決権を行使される場合

インターネット等による議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから**議決権行使ウェブサイト**（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。４頁に記載の【インターネット等による議決権行使のご案内】に従って議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

行使期限　**2021年６月22日（火曜日）午後５時入力完了分まで**

※ 午前２時から午前５時までは、議決権行使ウェブサイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
※ 書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトが利用できない場合があります。
※ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

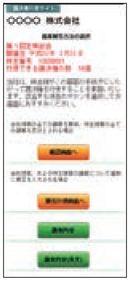

QRコードを用いた議決権行使は１回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリック

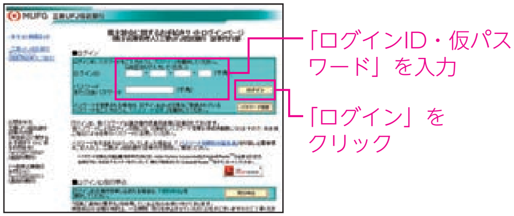

3 新しいパスワードを登録する

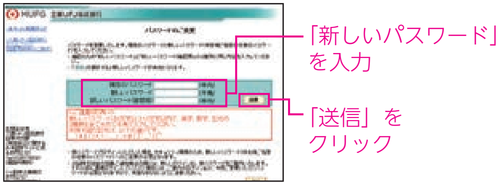

4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 午前９時～午後９時）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式１株につき金　14円 配当総額　397,477,990円
剰余金の配当が効力を生じる日	2021年６月24日

＜ご参考＞

配当金の推移

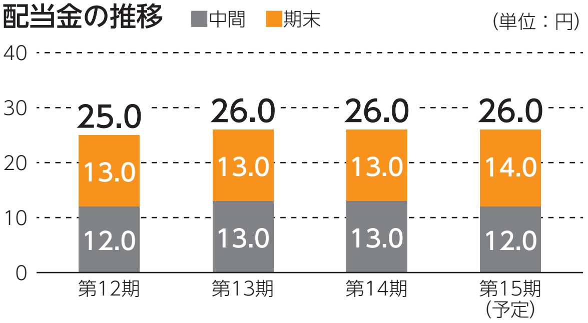

配当方針

当社は、株主の皆様に対する持続的な利益還元を経営上の重要な政策と位置付けており、親会社所有者帰属持分当期利益率の向上に努めるとともに、今後の事業展開及び設備投資等を勘案したうえで、株主の皆様に長期にわたり、安定的に業績に応じた成果の配分を実施することを、基本方針としております。

第２号議案　定款一部変更の件

1．変更の理由

⑴　当社及び子会社の事業の現状に即して、事業目的の明確化を図るとともに、今後の事業展開に備えるため、事業目的の追加を行うものであります。

⑵　号文の新設に伴い、号数の繰り下げを行うものであります。

2．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります（下線部は変更箇所）。

現行定款	変更案
第１条　（条文省略）	第１条　（現行どおり）
（目的）	（目的）
第２条　（条文省略）	第２条　（現行どおり）
1.～13.　（条文省略）	1.～13.　（現行どおり）
（新設）	14. 商品・製品の受託開発業務
（新設）	15. 民生品・日用雑貨品などの開発・製造・販売
（新設）	16. ソフトウェアの開発および販売
（新設）	17. 労働者派遣事業、有料職業紹介事業
14.　（条文省略）	18.　（現行どおり）
第３条～第48条　（条文省略）	第３条～第48条　（現行どおり）

第３号議案　取締役７名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（６名）が任期満了となります。
つきましては、コーポレート・ガバナンス体制の充実強化を図ることを目的に社外取締役を１名増員し、取締役７名の選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役候補者は、次のとおりであります。

【取締役候補者一覧】

候補者番号	氏名	当社における現在の地位	担当及び重要な兼職の状況	
1	金田（かねだ）　敦（あつし）	代表取締役		再任
2	太田（おおた）　清文（きよふみ）	取締役	管理本部長 コンプライアンスオフィサー 環境責任者	再任
3	渡邉（わたなべ）　浩行（ひろゆき）	—	生産本部長 リスクマネジメントオフィサー	新任
4	松本（まつもと）　秀仁（ひでのり）	—	開発技術本部長	新任
5	丸山（まるやま）　恵一郎（けいいちろう）	取締役	名川・岡村法律事務所副所長 戸田建設㈱社外監査役	再任　社外　独立
6	戸所（とどころ）　邦弘（くにひろ）	取締役	富士倉庫運輸㈱代表取締役会長（兼）社長	再任　社外　独立
7	山本（やまもと）　佐和子（さわこ）	—		新任　社外　独立

新任　新任取締役候補者　　再任　再任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者　　独立　証券取引所の定めに基づく独立役員又は独立役員届出予定

候補者番号 **1**

金田（かねだ） 敦（あつし） (1961年８月23日生)

所有する当社株式の数……… 18千株
取締役会出席状況……… 11回/11回

再　任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年３月	㈱本郷製作所入社	2010年４月	生産本部長
2005年12月	㈱本郷執行役員	2011年４月	開発技術本部長
2006年４月	㈱エイチワン執行役員 郡山製作所長	2011年６月	当社代表取締役社長(兼) 開発技術本部長
2007年４月	経営企画室長	2012年４月	当社代表取締役社長
2007年６月	当社上席執行役員	2016年６月	当社代表取締役社長執行役員(現任)
2008年６月	当社常務取締役		

取締役候補者とする理由

金田敦氏は、開発及び生産領域を長く経験し、その間、米国の２つの子会社の設立から立ち上げに従事。2006年に合併で現当社が創設となって以降は、経営企画、生産部門及び開発部門の責任者として、拡大する当社の事業運営に携わるなど、グローバルでの事業運営に係る豊富な経験と高度な見識を有しております。当社の代表取締役に就任以降は、その経験と知見を活かしつつ強力なリーダーシップを発揮し、当社グループの企業価値の向上に先頭に立って邁進してまいりました。

こうした点から、当社グループにおける重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 **2**

太田（おおた） 清文（きよふみ） (1960年９月23日生)

所有する当社株式の数……… 6千株
取締役会出席状況……… 11回/11回

再　任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年４月	㈱日本興業銀行(現：㈱みずほ銀行)入行	2013年１月	管理本部長付
2008年４月	みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 (現：みずほ銀行(中国)有限公司)大連支店 支店長	2013年４月	管理副本部長
		2013年６月	当社取締役
		2014年４月	管理本部長(現任)
2010年９月	㈱エイチワン入社 広州愛機汽車配件有限公司副総経理	2014年６月	当社常務取締役
		2016年４月	コンプライアンスオフィサー(現任) 環境責任者(現任)
2011年４月	清遠愛機汽車配件有限公司総経理(兼) 広州愛機汽車配件有限公司副総経理	2016年６月	当社取締役専務執行役員(現任)
2011年６月	当社執行役員		

取締役候補者とする理由

太田清文氏は、金融機関勤務時代に長く中国関係業務に携わり、当社入社後は中国子会社の経営に従事した後、現在は管理部門の責任者として当社グループの経理・財務、人事・労務及びコンプライアンス・ガバナンスを統括するなど、グローバルでの事業運営に関する豊富な経験と高度な見識を有しております。

こうした点から、当社グループにおける重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

3　渡邉浩行（わたなべ ひろゆき）（1960年２月25日生）

所有する当社株式の数……… 8千株
取締役会出席状況……… ―回

新　任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年３月	平田プレス工業㈱入社
2006年10月	㈱エイチワン前橋製作所生産部長
2011年４月	亀山製作所長
2012年６月	当社執行役員
2014年４月	生産企画グループ長（現任）
2014年６月	当社取締役
2014年８月	郡山製作所長
2016年６月	当社上席執行役員
2019年４月	当社常務執行役員（現任） 生産本部長（現任） リスクマネジメントオフィサー（現任）
2021年３月	亀山製作所長

取締役候補者とする理由

渡邉浩行氏は、これまでにカナダ子会社の経営や国内生産拠点の事業運営に携わり、現在は生産部門の責任者として当社グループの事業基盤強化及びリスクマネジメント体制強化に向けた様々な取組みを統括するなど、当社グループの主要事業である自動車部品の製造及び販売に関して豊富な経験と高度な見識を有しております。

こうした点から、当社グループにおける重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

4　松本秀仁（まつもと ひでのり）（1960年10月６日生）

所有する当社株式の数……… 7千株
取締役会出席状況……… ―回

新　任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年４月	本田技研工業㈱入社
2004年４月	㈱本田技術研究所ボディ設計マネージャー
2010年４月	㈱ホンダアクセス検査主任技術者
2012年５月	ホンダアクセスアメリカ・インコーポレーテッド 副社長（兼）開発責任者
2015年４月	㈱エイチワン入社
2015年６月	当社執行役員 機種開発センター所長（現任）
2016年６月	当社上席執行役員
2019年４月	当社常務執行役員（現任）
2021年４月	開発技術本部長（現任）

取締役候補者とする理由

松本秀仁氏は、本田技研工業㈱及びその関係会社勤務時代に国内外で自動車車体の研究・設計業務に携わり、当社入社後は研究開発部門の責任者として新技術の開発を通じた自動車部品の付加価値向上や新製品の開発をはじめとする様々なR＆Dの取組みを統括するなど、当社グループの事業活動の源流となる新技術・新製品の開発に深い造詣と優れた先見性を有しております。

こうした点から、当社グループにおける重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

5　丸山　恵一郎（まるやま けいいちろう）

(1963年11月27日生)

所有する当社株式の数……… — 株
取締役会出席状況……… 11回/11回

再　任

社外取締役候補者

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年 4 月	弁護士登録(東京弁護士会)
1998年 4 月	名川・岡村法律事務所入所
2001年 1 月	同所副所長(現任)
2009年 5 月	学校法人東京音楽大学理事
2010年 7 月	学校法人城北埼玉学園理事(現任)
2014年 6 月	㈱エイチワン社外取締役(現任)
2016年 6 月	戸田建設㈱社外監査役(現任)
2021年 4 月	学校法人東京音楽大学理事長(現任)

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割

丸山恵一郎氏は、弁護士として培われた豊富な経験と高い見識を有しており、当社取締役会においても当社グループ経営に対して積極的な提言と助言をいただいております。今後も、当社グループの業務執行に対し、弁護士としての専門的な見地からご発言をいただくとともに、独立かつ公正な立場から監督を行っていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として広範かつ高度な視野を備え、また、企業統治に精通し、社外取締役としての十分な見識を有していることから、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

独立性に関する考え

丸山恵一郎氏が副所長を務める名川・岡村法律事務所と当社は法律顧問契約を締結しておりますが、当社が支払った報酬額は少額であり、同氏の独立性に問題はないと判断しております。

なお、当社は証券取引所に対して、同氏を独立役員として届け出ております。

(注) 1. 丸山恵一郎氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって７年となります。
2. 当社は丸山恵一郎氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、法令の定める限度まで同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

6 戸所邦弘（とどころくにひろ）（1954年５月29日生）

所有する当社株式の数……… — 株
取締役会出席状況……… 11回/11回

再　任

社外取締役候補者

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年４月	㈱埼玉銀行（現：㈱埼玉りそな銀行）入行
2009年６月	㈱埼玉りそな銀行代表取締役副社長
2013年６月	ジェイアンドエス保険サービス㈱代表取締役社長
2015年６月	富士倉庫運輸㈱代表取締役社長
2016年６月	㈱エイチワン社外取締役（現任）
2019年６月	埼玉経済同友会代表幹事（現任）
2020年６月	富士倉庫運輸㈱代表取締役会長
2021年４月	富士倉庫運輸㈱代表取締役会長（兼）社長（現任）

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割

戸所邦弘氏は、金融機関や複数の事業会社の経営に携わってきており、その豊富な経験と高い見識に基づき、当社取締役会においても当社グループ経営に対して積極的な提言と助言をいただいております。今後も、当社グループの業務執行に対し、経営経験者としての専門的な見地からご発言をいただくとともに、独立かつ公正な立場から監督を行っていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

独立性に関する考え

戸所邦弘氏が代表取締役会長兼社長を務める富士倉庫運輸㈱と当社との間には、物品の保管及び寄託等に関する取引関係がありますが、当社が支払った金銭は少額であります。

また、同氏は当社の借入先である㈱埼玉りそな銀行の元代表取締役副社長ですが、同氏が同行の取締役を退任されてからすでに８年以上が経過しており、同氏の独立性に問題はないと判断しております。

なお、当社は証券取引所に対して、同氏を独立役員として届け出ております。

（注）1．戸所邦弘氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって５年となります。
2．当社は戸所邦弘氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、法令の定める限度まで同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

7　山本（やまもと）　佐和子（さわこ）（1960年６月５日生）

所有する当社株式の数………　— 株
取締役会出席状況………　— 回

新　任
社外取締役候補者
独立役員届出予定

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年４月	公正取引委員会事務局（現：公正取引委員会事務総局）入局
2008年６月	同官房人事課長
2012年９月	同審査局審査管理官
2014年７月	同官房総括審議官
2016年６月	同審査局長

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割

山本佐和子氏は、公正取引委員会において要職を歴任し、その経歴を通じて培われた豊富な経験と高い見識を有しております。同氏が取締役に就任された後は、当社グループの業務執行に対し、企業法務の専門家としての専門的な見地からご発言をいただくとともに、独立かつ公正な立場から監督を行っていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公正取引委員会での執務経験に基づく広範かつ高度な視野を備え、また、企業統治に精通し、社外取締役としての十分な見識を有していることから、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

独立性に関する考え

山本佐和子氏が2018年７月まで審査局長を務めていた公正取引委員会と当社との間に取引等の関係はなく、同氏の独立性に問題はないと判断しております。

なお、同氏の選任が承認された場合は、当社は証券取引所に対して、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

（注）山本佐和子氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、法令の定める限度まで同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

【上記７名の各候補者に共通する注記】

1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各取締役候補者が所有する当社株式の数は、役員持株会名義で所有する持分株数を含めております。
3. 当社は、各取締役候補者との間で、会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を締結しておりません。
4. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合に負担する法律上の損害賠償金及び争訟費用等を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は填補されない等の免責事由があります。
   各取締役候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
   また、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

　法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第３項の規定に基づき、予め補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

　なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

　補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

飯島宏之（いいじまひろゆき）（1974年10月27日生）　所有する当社株式の数…………　―　株

略歴及び重要な兼職の状況

1997年４月	㈱プラザクリエイト入社
2002年10月	飯島税理士事務所入所（現任）
2007年４月	税理士登録

補欠の社外監査役候補者とする理由

　飯島宏之氏は、税理士として活躍されており、監査役に就任された場合には税理士として培われた専門的な知識と経験を当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

　同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、税理士として広範かつ高度な視野を備え、社外監査役としての十分な見識を有していることから、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

独立性に関する考え

　飯島宏之氏の重要な兼職先である飯島税理士事務所と当社との間に取引等の関係はなく、また顧問契約締結等の関係にもありませんので、同氏の独立性に問題はないと判断しております。

　なお、同氏が監査役に就任された場合には、当社は証券取引所に対して、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

（注）1. 飯島宏之氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 飯島宏之氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 飯島宏之氏が監査役に就任された場合には、当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、法令の定める限度まで同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 飯島宏之氏が監査役に就任された場合には、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合に負担する法律上の損害賠償金及び争訟費用等を填補する予定であります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は填補されない等の免責事由があります。

第５号議案　取締役に対する株式報酬制度に係る報酬枠再設定の件

1．提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2016年６月22日開催の第10期定時株主総会において取締役(社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。)及び上席執行役員以上の執行役員(以下、「取締役等」といいます。)を対象とした株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)の導入についてご承認いただき(以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。)今日に至っておりますが、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)が2021年３月１日に施行されたことに伴い、現在の取締役等に対する本制度に係る報酬枠に代えて、取締役等に対する株式報酬の報酬枠を改めて設定する旨のご承認をお願いするものであります。

本議案は、原決議同様、取締役等の報酬と株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価変動リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針(事業報告〔本招集ご通知32頁〕をご参照ください)とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、1991年６月26日開催の株式会社ヒラタ第63回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額等(年額200百万円以内。ただし、使用人分給与は含みません。)とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記２．の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

また、現時点において、本制度の対象となる取締役は４名ですが、第３号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は、４名(うち、再任は２名、新任は２名)となります。

なお、本議案の決議の効力は、2021年３月１日に遡って生ずるものといたします。

2．本制度に係る報酬等の額及び具体的な内容

(1)　本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。)を通じて取得され、取締役等に対して、取締役会が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当社株式等」といいます。)が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

⑵　本制度の対象者

本制度の対象者は、取締役（社外取締役を除きます。）及び上席執行役員以上の執行役員とします。なお、監査役は、本制度の対象外とします。

⑶　信託期間

2016年８月から信託が終了するまでとします。なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。

⑷　信託金額

当社は、2017年３月末日で終了した事業年度から2019年３月末日で終了した事業年度までの３事業年度（以下、当該３事業年度の期間、及び当該３事業年度の経過後に開始する３事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及び2019年４月１日より開始した事業年度を含むその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、現在の対象期間に関して本制度に基づく当社の取締役等への給付を行うための株式の取得資金として、300百万円（うち、当社取締役分100百万円）の金銭を拠出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする本信託を設定しております。本信託は当社が信託した金銭を原資として、現在の対象期間に関して当社株式152,000株を取得しております。

なお、現在の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間に300百万円（うち、当社取締役分100百万円）を上限として追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、本議案により承認を得た上限の範囲内とします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

⑸　本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（４）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は、下記（６）に定めるとおり１事業年度当たり116,800ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は350,400株となります。

⑹　取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役等には、各事業年度に関して、取締役等の職務内容や責任等に応じて付与する役位別のポイントが付与されます。取締役等に付与される１事業年度当たりのポイント数の合計は116,800ポイント（うち、取締役分38,900ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（７）の当社株式等の給付に際し、１ポイント当たり当社普通株式１株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（７）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役等に付与されたポイント数に退任事由別に設定された所定の係数（ただし、当該係数は1.0を超えないものとします。）を乗じて得たポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

⑺　当社株式等の給付

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（６）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、株主総会又は取締役会において解任の決議をされた場合又は一定の義務の違反あったことに起因して退任した場合、給付を受ける権利を取得できないこととします。

取締役等が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役等に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の１株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

以　上

【ご参考】本制度の仕組み

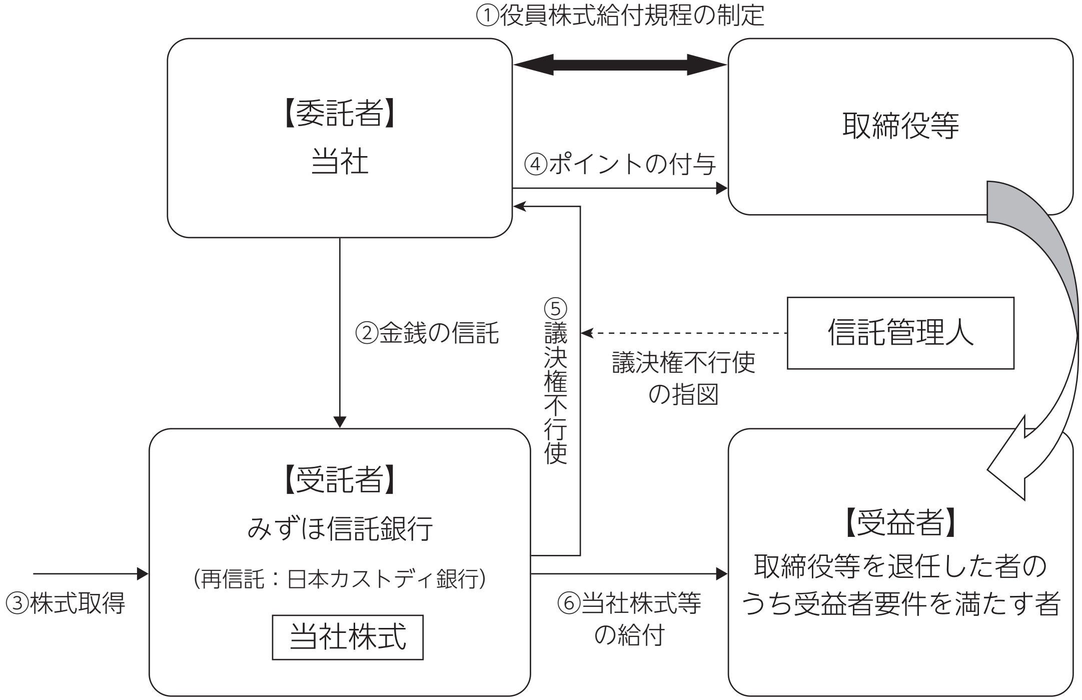

① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。

② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。

③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。

⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。

⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

（ご参考）

コーポレート・ガバナンス基本方針

当社は、経営理念に立脚し、ESG（環境・社会・ガバナンス）各領域の諸施策を推進することを通じて「世界に貢献する企業になる」ことをサステナビリティの基本方針としています。

この基本方針のもと、株主様・お客様・従業員・社会からの期待と信頼にお応えし、当社グループが持続的に成長していくために、コーポレート・ガバナンス（G）の強化が経営の重要課題の一つと認識し、継続的にその取り組みを進めております。

コーポレート・ガバナンスの体制

当社は、監査役会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。また、執行役員制度を拡充したうえで業務執行を執行役員に委譲するなど、取締役会による迅速な意思決定と業務執行の監督機能強化を図っております。

1．取締役会

取締役会は、より広い見地から業務執行の監督を行うため、社外取締役２名を含む６名の取締役で構成され、経営の重要事項及び法定事項について、審議のうえ決議しております。

社外取締役は、広範かつ高度な視野と独立性、高い見識を備えた２名を招聘し、取締役会の機能強化を図っております。

なお、本定時株主総会において、コーポレート・ガバナンス体制の充実強化を図ることを目的に社外取締役１名の増員をご提案しております。

2．監査役会

監査役会は、社外監査役２名を含む３名の監査役で構成され、独立した内部監査部門である監査室の実施する業務監査並びに内部統制監査に係る進捗及び結果報告を適宜求めるとともに、取締役会をはじめとする重要な会議への出席、業務及び財産の状況調査を通じて取締役の職務の執行並びに取締役会の意思決定を中立的かつ客観的に監査しております。

3．その他任意の会議体

⑴　代表取締役及び５本部２室３海外地域本部の各長を中心に構成される経営会議が、業務執行に係る重要事項について事前審議のうえ取締役会に上程、又は権限の範囲内で決議し取締役会に報告する体制とすることで、取締役会の意思決定の効率化、迅速化を図っております。

⑵　社外取締役と監査役との相互連携を確保するため、独立役員と常勤監査役で構成される独立役員情報交換会を月度で開催しています。独立役員情報交換会では、当社グループの事業状況を常勤監査役又は必要に応じて関係部門長が説明するほか、独立役員相互の意見交換を通じて認識共有を図っております。

⑶　報酬決定プロセスの透明性及び客観性を確保するため、代表取締役を委員長とする役員人事委員会において当社の役員の報酬等の額を最終協議のうえ決定しております。また、役員の報酬等の額の算定方法の決定に関する方針を変更する場合には、役員人事委員会の事前審議を経て取締役会が決定します。

4．独立性基準

当社は、独立社外役員（取締役及び監査役）の選任にあたり、会社法上の社外性要件に加え、東京証券取引所の定める独立役員の資格を充たしており、一般株主の皆様と利益相反の生じる恐れのないことを独立社外役員に指定するための基準としております。

5．取締役・監査役候補者の指名の方針

取締役候補者については、豊富な経験と高度な専門性、高い見識及び倫理観を有すること等の観点から総合的に検討し選任又は指名しております。取締役候補者の選任又は指名については、代表取締役を委員長とする役員人事委員会の事前審議を経て取締役会が決定します。

監査役候補者については、財務・会計・法務に関する知見や当社事業に関する知識等の観点から検討し指名しております。

なお、本定時株主総会にご提案いたしております第３号議案が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役会及び監査役会の構成は次のとおりとなります。

氏名（ふりがな）	当社における地位	ジェンダー	独立性	専門性と経験					
				企業経営	法務・リスクマネジメント	財務・会計	製造・技術・研究開発	政府・行政機関	グローバル（海外勤務）経験
金田　敦（かねだ　あつし）	代表取締役 社長執行役員			○			○		○
太田　清文（おおた　きよふみ）	取締役 専務執行役員			○	○	○			○
渡邉　浩行（わたなべ　ひろゆき）	取締役 常務執行役員			○	○		○		○
松本　秀仁（まつもと　ひでのり）	取締役 常務執行役員			○			○		○
丸山　恵一郎（まるやま　けいいちろう）	取締役 社外 独立		○		○				
戸所　邦弘（とどころ　くにひろ）	取締役 社外 独立		○	○					○
山本　佐和子（やまもと　さわこ）	取締役 社外 独立	女性	○		○			○	
伊藤　宣義（いとう　のぶよし）	常勤監査役			○	○	○			○
河合　宏幸（かわい　ひろゆき）	監査役 社外 独立		○			○			
村上　大樹（むらかみ　ひろき）	監査役 社外 独立		○		○				

社外　社外取締役又は社外監査役　　独立　証券取引所の定めに基づく独立役員

提供書面

事業報告（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

1 エイチワングループ（企業集団）の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く経営環境は、第１四半期（4〜6月）は新型コロナウイルス感染拡大の影響で世界経済は急激に落ち込みましたが、第２四半期（7〜9月）以降は持ち直しの動きに転じ、期末にかけてはワクチンの普及に伴い回復基調を辿りました。

自動車業界においても、第１四半期に新型コロナウイルス感染拡大を受け、前期末までに感染拡大が終息した中国を除く各地域で自動車の生産及び販売が大幅に低下いたしました。しかしながら、第２四半期以降は各地域で回復に転じ、特に中国地域では前期を上回るペースで生産が増加しました。なお、期末にかけては半導体調達の問題等の影響で生産が減少しております。

このような環境下、当社グループは、第６次中期事業計画の経営方針である「H-oneグループ全員のホスピタリティと「Think Value」で価値ある商品・サービスを追求し、すべてのステークホルダーの期待と喜びにつなげる」に沿って、これまでに培った技術力やグローバル展開を活かし、取引先開拓をはじめとする受注拡大に努めてまいりました。

そのような中での当連結会計年度の経営成績は、主力得意先向けの自動車フレームの生産台数が前期に比べて約1.6％減少したほか、金型設備等の販売が前期を下回ったことから売上収益は1,639億27百万円（前期比10.3％減）となりました。利益面では、売上収益の減少などから売上総利益は167億89百万円（同8.1％減）となったものの、販売費及び一般管理費の圧縮に努め、営業利益は37億32百万円（同3.8％増）となりました。また、支払利息の減少とともに為替差益が生じたことから、税引前利益は34億23百万円（同28.8％増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は28億38百万円（同132.0％増）となりました。

セグメントの業績につきましては、次のとおりであります。

日本

売上収益構成比

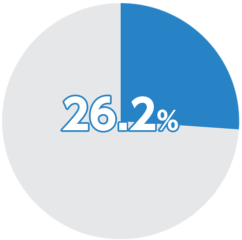

売上収益　（単位：百万円）

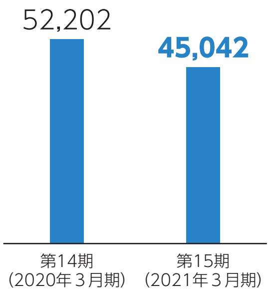

税引前利益　（単位：百万円）

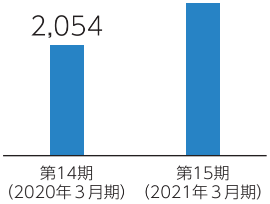

主力得意先向けの自動車フレームの生産量が前期に比べて減少したことを主因に売上収益は450億42百万円（前期比13.7%減）となりました。しかしながら、製造原価の低減に努めるとともに試作利益の増加も寄与したことから税引前利益は28億42百万円（同38.3%増）となりました。

北米

売上収益構成比

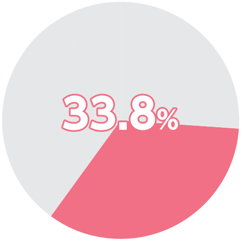

売上収益　（単位：百万円）

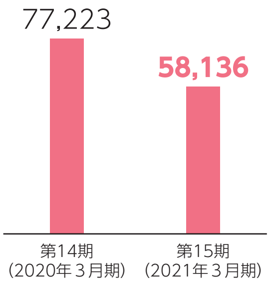

税引前損失（△）（単位：百万円）

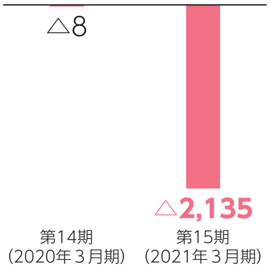

第１四半期は新型コロナウイルス感染拡大の影響から主力得意先向けの自動車フレームの生産量が前期に比べて大幅に落ち込みましたが、第２四半期以降は急速に回復しました。しかしながら、期末にかけては半導体調達の問題による影響で生産量が落ち込んだことから、売上収益は581億36百万円（前期比24.7%減）、税引前損失は21億35百万円（前期は税引前損失８百万円）となりました。

中国

売上収益構成比

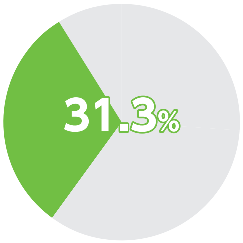

売上収益　（単位：百万円）

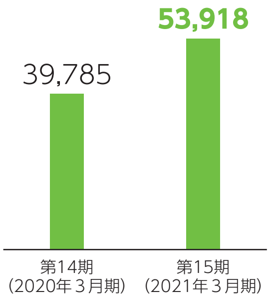

税引前利益　（単位：百万円）

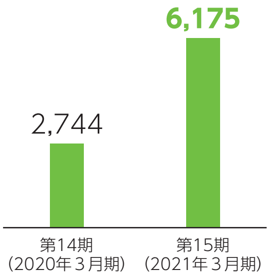

主力得意先向けの自動車フレームの生産量が前期に比べて大幅に増加し、売上収益は539億18百万円（前期比35.5％増）、税引前利益は61億75百万円（同125.0％増）となりました。

なお、第２四半期連結会計期間から東風愛機汽車プレス部品有限公司を持分法適用会社に含めております。

アジア・大洋州

売上収益構成比

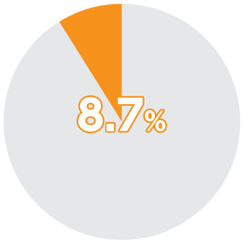

売上収益　（単位：百万円）

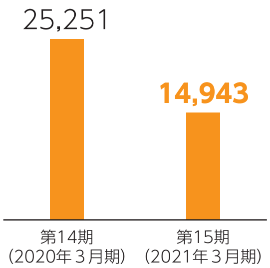

税引前損失（△）（単位：百万円）

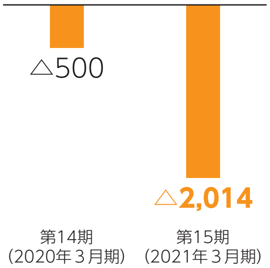

主力得意先向けの自動車フレームの生産量は、第１四半期に新型コロナウイルス感染拡大の影響から大幅に落ち込み、第２四半期以降は緩やかに持ち直しの動きにあるものの、通期では前期を大きく下回ったことから、売上収益は149億43百万円（前期比40.8％減）、税引前損失は20億14百万円（前期は税引前損失５億円）となりました。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は、122億19百万円であり、そのうち当連結会計年度中に完成した主なものは次のとおりであります。

① 株式会社エイチワン

事業所名	設備の内容
亀山製作所	生産関連設備
前橋製作所	生産関連設備
郡山製作所	生産関連設備

② 子会社

会社名	設備の内容
ケー・ティ・エイチ・パーツインダストリーズ・インコーポレーテッド	生産関連設備
カライダ・マニュファクチャリング・インコーポレーテッド	生産関連設備
ケー・ティ・エイチ・リーズバーグ・プロダクツ・リミテッド・ライアビリティ・カンパニー	生産関連設備
ケー・ティ・エイチ・シェルバーン・マニュファクチャリング・インコーポレーテッド	生産関連設備
広州愛機汽車配件有限公司	生産関連設備
清遠愛機汽車配件有限公司	生産関連設備
武漢愛機汽車配件有限公司	生産関連設備
エイチワン・パーツ（タイランド）カンパニー・リミテッド	生産関連設備
エイチワン・パーツ・シラチャ・カンパニー・リミテッド	生産関連設備
エイチワン・インディア・プライベート・リミテッド	生産関連設備
ピー・ティ・エイチワン・コウギ・プリマ・オート・テクノロジーズ・インドネシア	生産関連設備

（3）資金調達の状況

当社グループは、主に金融機関からの借入れによる資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

① 経営環境及び中長期的な会社の経営戦略

現在の当社グループを取り巻く経営環境は、世界経済に関しては、ワクチンの普及に伴い、新型コロナウイルス感染は徐々に収束、景気も緩やかに回復傾向を辿ると予想されるものの、新たな変異株の発生により感染再拡大の可能性も懸念されるなど、当面は不透明な経営環境が続く状況にあります。また、ワクチンの普及度合いが先進国と新興国でかなり異なり、景気回復の度合いに関しても跛行性が出てくる可能性があります。

自動車業界においては、足元は新型コロナウイルス感染再拡大と半導体調達の問題に伴う自動車生産の下振れが懸念されるところでありますが、中長期的には世界の新車販売が中国及びアジア・大洋州の成長によって増加基調を辿ると予想されています。

他方、自動車業界は世界的な環境規制の強化を受けた電動化の進展、CASE※1やMaaS※2の拡大とそれに伴う異業種の参入といった変革期にもあります。当社グループの主要製品である自動車フレームに対しては、燃費性能向上のための軽量化と衝突安全性能の向上といった従来からのニーズに加えて、車体設計や解析・シミュレーションなど新車開発の上流段階への参画といった新しい顧客ニーズが生まれています。また、中国を中心にいくつも誕生している新興EVメーカーは有望な新たな販路でもあります。

これらは当社グループにとりまして、強みとする研究から量産までの一貫開発体制による開発力及び生産力（自動車フレームの性能解析や金型技術、超ハイテン材のプレス・溶接加工技術）やグローバル展開による効率的な供給ネットワークをもって国内外の新規顧客への参入機会の拡大が見込める一方で、自動車メーカーの部品調達戦略に変化が生じるなかで受注競争が更に厳しさを増していくという環境であります。

以上のような経営環境にあって、当社グループでは、急速な変化にも即応しながらゆるぎない成長を遂げていくために、2030年を最終年とする長期ビジョン「2030年VISION」を策定し、その最初の中期計画である第６次中期事業計画（2020年４月～2023年３月）とともに当社グループの中長期的な経営戦略に位置付けております。

◇2030年VISION

2030年VISION：「Be a Value Creator（価値創造者になる）」
コーポレートスローガン：「Exceed expectations（期待を超える）」

なお、2030年VISIONに関して、当社グループのコア・コンピタンス（強み・魅力）を「テクノロジー（お客様のニーズを具現化するものづくり技術）」と「ホスピタリティ（お客様のニーズをお客様と一緒になって実現する）」と定義しております。

2030年VISIONに向けて当社グループは、ESGの取り組みと価値創造文化の醸成を基盤に、既存事業の強化と新商品の開発を進めてまいります。そして、当社グループのコア・コンピタンスとESGを礎としつつこれに全員の「Think Value」を加え、新たな価値を生み出してまいります。そのプロセスでは、自動車業界で存在感を示すとともに、社会に必要とされそして社会に役立つ価値を創出し、これらを通じて期待を超える「Value Creator」を目指しております。

※1 CASE … Connectivity：つながること、Autonomous driving：自動運転、Sharing：共有・シェアリング、Electric drive systems：電動化
※2 MaaS … Mobility as a Service：サービスとしてのモビリティ

◇第６次中期事業計画（2020年４月～2023年３月）

経営方針：H-oneグループ全員のホスピタリティと「Think Value」で価値ある商品・サービスを追求し、すべてのステークホルダーの期待と喜びにつなげる

重点施策：

サステナビリティ強化	持続的成長のために企業の社会的責任を果たし、そして、企業価値を高めていく。
品質高位安定化	お客様の期待を超える品質水準の達成とその持続。
収益基盤の強化	当社グループの各社が、各々の持続的成長を叶える収益性を備える。
開発/生産技術の競争力強化	優れた技術とアイデアで夢のある商品開発・技術開発を進める。そして開発・生産両部門が一体で業界トップの競争力を実現する。
事業領域の拡大	自動車フレームの技術を基盤に、夢のある商品の企画・開発と技術進化でより多くのお客様に新たな価値を提供し貢献する。
人材開発の強化	新しい価値の創造に向けた志を共有し、経営理念を実践する。

② 会社の対処すべき課題

（新型コロナウイルスへの対応）

従業員や関係者の安全確保及び感染拡大防止を図りながら顧客への部品供給を確実に進めるとともに、地域社会への感染予防品支援などを通じて企業の社会的責任を果たします。また、不測の事態に備えて十分な手元流動性を確保してまいります。

（品質高位安定化）

顧客にQCDで常にご満足をいただくため工程保証能力の強化に引き続き取り組んでまいります。

（収益力の強化）

当社グループ最大のセグメントである北米セグメントにおける収益性の改善に注力することに加え、日本では生産変動の影響を最小化するよう諸施策を推進いたします。アジア・大洋州セグメントでは引き続き売上収益拡大と原価低減の両面から収益基盤を強化してまいります。

（主力得意先向け売上の確保と拡販に向けた取り組み）

主力得意先の新車種開発の早期から技術提案営業を進め新規部品の受注獲得を目指すほか、既生産部品の継続受注を図ります。拡販においても技術提案営業のほか当社グループの供給体制を活かし国内外で受注活動を積極的に進めます。また、金型や鋳物の受注拡大とその実績を活かした自動車フレーム部品の受注活動を行ってまいります。

（新技術及び新商品の開発推進）

顧客の多彩なニーズにお応えするため新たな技術開発や商品開発を通じて新価値創造と売上収益の拡大を図ります。

（人材開発）

グローバルに活躍できる人材の育成に向けた諸施策を国内外で進めるほか、日本では多様化する社会に対応するため働き方改革やダイバーシティ＆インクルージョンの取組みを進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともよろしくご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

■ 売上収益

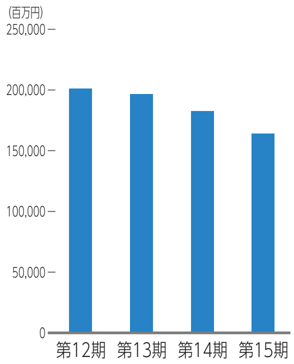

■ 営業利益
■ 税引前利益

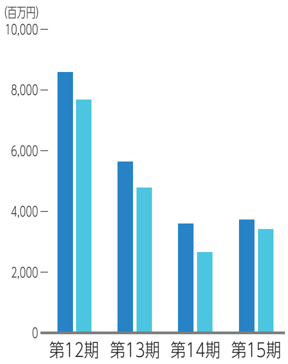

■ 親会社の所有者に帰属する当期利益 (左目盛り)
■ 基本的1株当たり当期利益 (右目盛り)

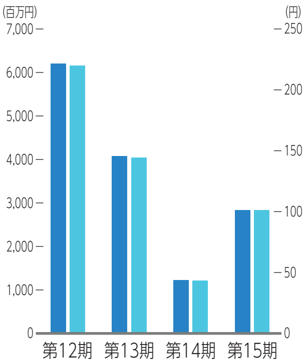

■ 資産合計
■ 資本合計

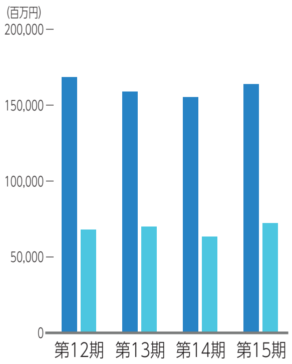

		第12期 (2018年３月期)	第13期 (2019年３月期)	第14期 (2020年３月期)	第15期 (2021年３月期)
		IFRS			
売上収益	(百万円)	201,000	196,718	182,659	163,927
営業利益	(百万円)	8,587	5,648	3,594	3,732
税引前利益	(百万円)	7,676	4,789	2,657	3,423
親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	6,197	4,071	1,223	2,838
基本的１株当たり当期利益	(円)	219.78	144.39	43.45	101.14
資産合計	(百万円)	168,566	158,826	155,173	163,975
負債合計	(百万円)	100,516	88,862	91,900	91,649
資本合計	(百万円)	68,050	69,964	63,272	72,325
１株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	2,146.07	2,234.12	2,065.50	2,397.48

(注) 会社計算規則第120条第１項の規定によりIFRSに準拠して連結計算書類を作成しております。

(6) 重要な子会社及び関連会社等の状況 (2021年３月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
ケー・ティ・エイチ・パーツインダストリーズ・インコーポレーテッド	アメリカ オハイオ州	千米ドル 64,449	60.66%	自動車部品の製造及び販売
カライダ・マニュファクチャリング・インコーポレーテッド	アメリカ オハイオ州	千米ドル 5,000	100.00 (100.00)	自動車部品の製造及び販売
ケー・ティ・エイチ・リーズバーグ・プロダクツ・リミテッド・ライアビリティ・カンパニー	アメリカ アラバマ州	千米ドル 23,000	100.00 (100.00)	自動車部品の製造及び販売
ケー・ティ・エイチ・シェルバーン・マニュファクチャリング・インコーポレーテッド	カナダ オンタリオ州	千加ドル 40,000	100.00 (75.00)	自動車部品の製造及び販売
広州愛機汽車配件有限公司	中国　広東省	千人民元 161,314	100.00	自動車部品の製造及び販売
清遠愛機汽車配件有限公司	中国　広東省	千人民元 60,172	100.00	自動車部品の製造及び販売
武漢愛機汽車配件有限公司	中国　湖北省	千人民元 106,556	100.00	自動車部品の製造及び販売
エイチワン・パーツ(タイランド)カンパニー・リミテッド	タイ アユタヤ県	千バーツ 340,000	95.75	自動車部品の製造及び販売
エイチワン・パーツ・シラチャ・カンパニー・リミテッド	タイ チョンブリ県	千バーツ 950,000	100.00	自動車部品の製造及び販売
エイチワン・インディア・プライベート・リミテッド	インド ウッタルプラディッシュ州	千印ルピー 999,128	95.00	自動車部品の製造及び販売
ピー・ティ・エイチワン・コウギ・プリマ・オート・テクノロジーズ・インドネシア	インドネシア カラワン県	百万インドネシアルピア 1,004,211	87.63	自動車部品の製造及び販売

(注) 1. 当社の議決権比率の（　）内は、間接所有割合で内数であります。
　　2. 上記の重要な子会社11社を含め、当連結会計年度の連結子会社は12社であります。
　　3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

② 重要な関連会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
ジーワン・オート・パーツ・デ・メキシコ・エス・エー・デ・シー・ブイ	メキシコ グアナファト州	千墨ペソ 893,384	50.00	自動車部品の製造及び販売
東風愛機汽車プレス部品有限公司	中国　湖北省	千人民元 248,500	50.00 (25.00)	自動車部品の製造及び販売

(注) 1. 当社の議決権比率の（　）内は、間接所有割合で内数であります。
　　2. 上記の重要な関連会社２社を含め、当連結会計年度に持分法を適用した関連会社は３社であります。

③ その他の関係会社の状況

本田技研工業株式会社は、当社株式を6,055千株（議決権比率21.34%）保有しており、当社は同社の関連会社であります。

当社は、同社に当社製品を販売し、継続的で緊密な事業上の関係にあります。

(7) 主要な事業内容 (2021年３月31日現在)

当社グループは、自動車部品関連事業及びその他事業を行っております。各事業の内容は次のとおりであります。

① 自動車部品関連事業

自動車用の車体骨格部品及びそれに伴う金型・溶接設備等の製造、販売を行っております。

② その他事業

その他金属製品等の製造、販売を行っております。

(8) 主な事業所及び工場 (2021年３月31日現在)

① 株式会社エイチワンの主要な事業所

名称		所在地
本社		埼玉県さいたま市大宮区
生産本部	亀山製作所	三重県亀山市
	前橋製作所	群馬県前橋市
	郡山製作所	福島県郡山市
開発技術本部	機種開発センター	栃木県芳賀町
	開発技術センター	福島県郡山市

② 子会社の事業所

・アメリカ	オハイオ州、アラバマ州	・カナダ	オンタリオ州
・中国	広東省、湖北省	・タイ	アユタヤ県、チョンブリ県
・インド	ウッタルプラディッシュ州、ラジャスタン州	・インドネシア	カラワン県

(9) 従業員の状況 (2021年３月31日現在)

① エイチワングループの従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
7,198名	141名減

(注) 従業員数は就業人数(当社グループからグループ外部への出向者を除き、グループ外部からの出向者を含んでおります。)であり、臨時雇用者は含んでおりません。

② 株式会社エイチワンの従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,289名	10名減	44.0歳	20.3年

(注) 従業員数は就業人数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。)であり、臨時雇用者は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2021年３月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	10,767百万円
株式会社みずほ銀行	9,474
株式会社埼玉りそな銀行	8,789
株式会社三菱UFJ銀行	7,726

(11) 事業の譲渡・合併等企業再編行為等

該当事項はありません。

(12) その他エイチワングループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式会社エイチワンの現況に関する事項

（1）株式の状況 （2021年３月31日現在）

所有者別の株式保有比率

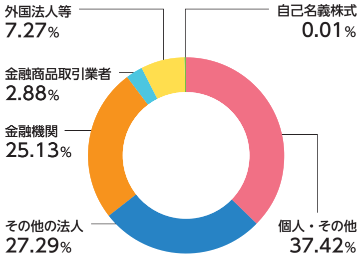

① 発行可能株式総数	63,000,000株
② 発行済株式の総数	28,392,830株
③ 株主数	12,992名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
本田技研工業株式会社	6,055千株	21.33%
エイチワン従業員持株会	1,218	4.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	950	3.35
中　條　祐　子	781	2.75
株式会社日本カストディ銀行（信託口４）	780	2.75
株式会社埼玉りそな銀行	780	2.75
氏　家　祥　子	776	2.73
ＪＦＥ商事株式会社	727	2.56
宮　本　陶　子	726	2.56
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	653	2.30

（注）1. 持株比率は自己株式数（1,545株）を控除して計算しております。
2. 当社は株式給付信託（BBT）制度を導入しておりますが、上記自己株式数には、株式給付信託（BBT）制度に関する株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が所有する当社株式326千株は含めておりません。
3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社及び資産管理サービス信託銀行株式会社は、2020年７月27日付でJTCホールディングス株式会社と合併し、株式会社日本カストディ銀行に商号変更しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	－	－
上席執行役員以上の執行役員	10,900株	1名

（注）1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「２　(3)⑤　取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。
2. 上記は、退任した会社役員に対して交付された株式も含めて記載しております。

（2）新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2021年３月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	金　田　　　敦	
取締役	小　林　昭　久	営業本部長
取締役	太　田　清　文	管理本部長、コンプライアンスオフィサー、環境責任者
取締役	田　隅　浩　明	開発技術本部長（兼）開発技術センター所長
取締役 社外 独立	丸　山　恵一郎	名川・岡村法律事務所副所長、戸田建設㈱社外監査役
取締役 社外 独立	戸　所　邦　弘	富士倉庫運輸㈱代表取締役会長
常勤監査役	伊　藤　宣　義	
監査役 社外 独立	河　合　宏　幸	河合公認会計士・税理士事務所所長、㈱大戸屋ホールディングス社外取締役
監査役 社外 独立	村　上　大　樹	村上大樹法律事務所所長

（注）1. 取締役丸山恵一郎氏及び戸所邦弘氏は、社外取締役であり、当社は証券取引所に対して、両氏を独立役員として届け出ております。
2. 監査役河合宏幸氏及び村上大樹氏は、社外監査役であり、当社は証券取引所に対して、両氏を独立役員として届け出ております。
3. 監査役伊藤宣義氏は、管理本部長・経理部長として長年当社の経理部門に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役河合宏幸氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 事業年度中に退任した取締役及び監査役
該当事項はありません。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、法令の定める限度まで同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

③ 補償契約の内容の概要等

当社は、各取締役及び各監査役との間で、会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を締結しておりませんので、該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合に負担する法律上の損害賠償金及び争訟費用等を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は填補されない等の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2016年５月19日開催の取締役会及び2021年２月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬は、「基本報酬」、「業績連動報酬」及び「中長期インセンティブ報酬（株式報酬）」（以下、３要素）で構成される体系であります。年間報酬に占めるこの３要素の割合は、役位別に定めており、役位が高いほど業績連動報酬の割合が高くなるように設計しております。一方、当社の監査役及び社外取締役の報酬は、「基本報酬」のみで構成されております。なお、具体的な報酬水準は、人事院による「民間企業の役員報酬（給与）調査結果」や民間専門機関の役員報酬サーベイを参考に設定しております。

報酬等の額は、金銭報酬については、株主総会で決議された金額の範囲内において、具体的な配分は役員報酬規程に基づき計算のうえ役員人事委員会において決定する旨の取締役会決議を行っております。また、臨時的に役員報酬規程と異なる取扱いを行う場合には、役員人事委員会にて協議のうえ取締役会にて決定する旨の取締役会決議を行っております。

株式報酬については、役員株式給付規程に従って対象者にポイントを付与しており、対象者の地位を退任し役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者に対して、当社受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付しております。

当事業年度における報酬等の額の決定過程においても、この手続きに則った活動を取締役会及び役員人事委員会が行っており、当該方針に沿うものであると判断しております。

なお、報酬等の額の算定方法の決定に関する方針を変更する場合には、役員人事委員会の事前審議を経て取締役会が決定いたします。

また、役員人事委員会の構成員につきましては、下記「ｄ．取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項」に記載しております。

ａ．業績連動報酬等に関する事項

「業績連動報酬」は、前事業年度の会社業績評価及び役員個人業績評価に基づき決定しております。具体的には、各事業年度初めに対外公表した連結税引前利益の通期見通しに対する達成度をもとに決定した会社業績係数に、役員人事委員会にて各役員に委嘱された職務の達成度を評価して決定した個人業績係数を加減し、これを役位別の業績連動報酬基準額に乗じて決定しております。

なお、各事業年度初めに連結税引前利益の通期見通しを公表しなかった場合等、上記決定方法が適用できない場合には、役員人事委員会にて協議のうえ取締役会にて業績連動報酬額を決定しております。

当社は、連結税引前利益（率）を単年の主要業績管理指標に採用しており、これを業績連動報酬の評価指標に採択することで、業績目標の達成に向けたインセンティブが働くと考えております。評価指標の目標値は事業年度初めに対外公表する連結税引前利益の通期見通しの値であり、これを会社業績係数1.00の水準（加減算のない水準）に設定しております。

また、当社は、役員個人業績評価を業績連動報酬の評価項目に採用することで、各役員の職務の達成度を報酬額に反映することができると考えております。

当事業年度を含む連結税引前利益の推移は、事業報告「1　(5)　財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりです。

b．非金銭報酬等の内容

「中長期インセンティブ報酬」として、株式給付信託(BBT)制度による株式報酬を採用しております。これは、取締役会が定める役員株式給付規程に従って、当社株式等が信託を通じて給付される株式報酬制度であり、対象者が当社株式の給付を受ける時期は、原則として対象者の退任時であります。

当事業年度中における株式の交付状況は、事業報告「2　(1)⑤　当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載のとおりです。

c．取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日、決議の内容及び決議時点の員数は次のとおりであります。

報酬の種類	株主総会決議年月日	決議の内容	決議時点の員数
金銭報酬	1991年６月26日	年額200百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。	取締役　９名
株式報酬	2016年６月22日	2017年３月で終了する事業年度から2019年３月で終了する事業年度までの３事業年度(以下、当該３事業年度の期間及び当該３事業年度の経過後に開始する３事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という)及びその後の各対象期間に関して対象期間ごとに300百万円(うち取締役分100百万円)を上限として信託に拠出する。	取締役　７名 (うち社外取締役　２名)

d．取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、役員人事委員会に対し、各取締役の報酬の決定を委任しております。

委任した理由は、複数人かつ社外取締役の関与により、報酬決定プロセスの透明性及び客観性を確保するためであります。

役員人事委員会の当該権限が適切に行使されるようにするため、報酬の算定基準は役員報酬規程及び役員人事委員会規程に定めているほか、臨時的に役員報酬規程と異なる取扱いを行う場合には、役員人事委員会において協議のうえ取締役会において決定することとしています。

役員人事委員会の構成員は、代表取締役社長執行役員 金田敦、取締役専務執行役員 小林昭久、同 太田清文、社外取締役 丸山恵一郎、同 戸所邦弘であります。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬	株式給付信託報酬	
取締役 （社外取締役を除く）	123百万円	86百万円	24百万円	12百万円	4名
監査役 （社外監査役を除く）	16	16	–	–	1
社外取締役	8	8	–	–	2
社外監査役	6	6	–	–	2

（注）株式給付信託報酬欄に記載の金額は、役員株式給付引当金繰入額であります。

⑥ 社外役員に関する事項

区分	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	丸　山　恵一郎	11回/11回	–	弁護士としての専門的見地から、取締役会において積極的な発言を行っており、特に内部通報・訴訟を含む当社グループのコンプライアンスの取組みについて提言と助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。
社外取締役	戸　所　邦　弘	11回/11回	–	経営経験者としての専門的見地から、取締役会において積極的な発言を行っており、特に当社グループの事業計画の進捗及び成長戦略の実行について提言と助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。
社外監査役	河　合　宏　幸	11回/11回	11回/11回	公認会計士及び税理士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において適宜必要な発言を行っており、特に当社グループの経理システム及び内部統制について助言を行うなど、業務執行に対する適切な監督を行っております。
社外監査役	村　上　大　樹	11回/11回	11回/11回	弁護士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において適宜必要な発言を行っており、特に当社グループのコンプライアンスの体制・取組みについて助言を行うなど、業務執行に対する適切な監督を行っております。

イ．他の法人等の業務執行取締役等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役丸山恵一郎氏の重要な兼職先である名川・岡村法律事務所は、当社と法律顧問契約等の取引があります。

取締役戸所邦弘氏の重要な兼職先である富士倉庫運輸㈱と当社との間には、物品の保管及び寄託等に関する取引があります。

監査役河合宏幸氏の重要な兼職先である河合公認会計士・税理士事務所と当社との間に、特別な関係はありません。

監査役村上大樹氏の重要な兼職先である村上大樹法律事務所と当社との間に、特別な関係はありません。

ロ．他の法人等の社外役員との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役丸山恵一郎氏の重要な兼職先である戸田建設㈱と当社との間に、特別な関係はありません。

監査役河合宏幸氏の重要な兼職先である㈱大戸屋ホールディングスと当社との間に、特別な関係はありません。

ハ．主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	66百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	72

(注) 1. 当社の子会社は当社の会計監査人以外の監査人(外国における当該資格に相当する資格を有するもの)の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意をしております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人と同一のネットワークに属しているEY税理士法人に対して、移転価格のアドバイザリー業務に基づく報酬を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、当社都合による場合のほか、会計監査人としての適格性及び信頼性を損なう事由が生じ、その職務の遂行が困難と認められるときには、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的事項といたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間における会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約に関して、定款にそれを可能とする定めをいたしておりませんので、該当事項はありません。

⑥ 補償契約の内容の概要等

当社は、会計監査人との間で、会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を締結しておりませんので、該当事項はありません。

⑦ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しておりますが、会計監査人は当該保険契約の被保険者の範囲に含まれておりませんので、該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社が、会社法及び会社法施行規則に基づき取締役会において決議した内容の概要及び当事業年度における運用状況の概要は次のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. コンプライアンスに係る「行動規範」を制定し、生産、技術、本社部門が業務実態に即した「部門行動規範」を策定のうえ、これら規範に則り、法令遵守に取り組むとともに、その実施状況を定期的に検証する。

ロ. 企業倫理や法令遵守に関する問題について、従業員及び取引先からの通報・提案を受け付ける窓口及び規程を設け、必要な措置を講じる。

ハ. コンプライアンスオフィサーを委員長とするガバナンス委員会が、コンプライアンスに係る諸施策を継続して実施する。

ニ. 反社会的勢力との関係遮断を徹底することとし、総務部が社内体制を構築、維持するとともに、警察等の外部の専門機関との連携を図る。

ホ. 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

(運用状況の概要)

コンプライアンス及びステークホルダーの利益の尊重に関して「H-oneグループ行動規範」を制定するとともに、生産、技術、本社部門の業務実態に即した「部門行動規範」を制定しております。

H-oneグループ行動規範及び部門行動規範に関してはハンドブックを配布するとともに、内部通報制度を加えた勉強会を全従業員を対象に実施することで、周知を図っております。

国内外での法令遵守の取組みの実施状況を「H-one・CG自己検証」により確認いたしました。

内部通報窓口を当社内及び社外に設置し、従業員及び取引先から通報を受け付けております。これに加えて、海外アソシエイトからの通報を受け付けるグローバル内部通報窓口を設置しております。

ガバナンス委員会は、上記諸施策を企画、推進し、その結果を取締役会に報告いたしました。また、内部通報案件に迅速に対応するとともに、その結果を取締役会に報告いたしました。

H-oneグループ行動規範には反社会的勢力との関係遮断を定めており、これを基本に据えて総務部を所管部署として埼玉県企業暴力対策協議会に加入し情報収集に努めるとともに、本社並びに主要事業所に不当要求防止責任者を選任、配置し外部関係機関との連携を図っております。

コンプライアンスオフィサーを委員長とするJ-SOX委員会が、財務報告の信頼性向上に関する諸施策を推進し、財務報告に係る内部統制の体制強化を図っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．取締役会議事録、経営会議議事録及び稟議書等は、管理本部及び経営企画室が法令及び社内規程に定める期間保存する。

ロ．取締役及び監査役は、いつでも保存された文書を閲覧することができる。

ハ．個人情報保護、機密管理に関する規程を整備し、適切に保存、管理する。

（運用状況の概要）

いずれも法令及び社内規程に従って適切に保存、整備、管理、運用を行っております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．各部門が、その業務の実態に即した様々なリスクを特定、分析し、対応策を講じてその予防に努めるとともに、その実施状況を定期的に検証する。

ロ．危機管理規程を定め、有事が発生した際には、当該規程に従い迅速かつ適切に対応する。

（運用状況の概要）

危機管理の実施状況をH-one・CG自己検証により確認いたしました。また、リスクマネジメントオフィサーを委員長とするリスクマネジメント委員会が当社全体に関わるリスクへの対応を推進しております。

大地震に代表される大規模災害が発生した場合に重要な事業を可能な限り継続又は早期に復旧させることを目的として、事業継続計画（BCP）を構築しております。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、リスクマネジメント委員会及び総務部門を中心に、感染予防及び感染拡大防止のための対応を推進しております。また、感染が発生した場合には、外部関係機関と連携をとりながら対応にあたっております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．当社組織の最上位階層にあたる５本部２室には、その本部長・室長の職務を上席執行役員以上の執行役員に重点的に委嘱し、決裁権限を委譲することで意思決定の迅速化を図る。

ロ．国内外生産拠点責任者に重点的に執行役員を配し、また、海外拠点を３地域に区分けし、その地域本部長を上席執行役員以上の執行役員に委嘱し、決裁権限を委譲することでグローバル執行体制の強化と海外事業における意思決定の迅速化を図る。

ハ．計画的かつ効率的に事業運営を進めるため、中期経営計画及び年度事業計画を策定し、これらに基づく、全社並びに部門別の実績を取締役会、経営会議、トップヒアリングを通じて評価、管理する。

ニ．会社の意思決定については、取締役会規程、同付議基準、経営審議体付議基準において明文化し、重要性に応じた意思決定を行う。

（運用状況の概要）

取締役会及び経営会議を月度で開催し、重要性に応じた意思決定を行いました。また、四半期に１回のトップヒアリング及び地域経営会議を通じて中期及び年度計画の進捗を評価、管理いたしました。

⑤ 当該株式会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．当社取締役が当社グループのコンプライアンスオフィサーとして、当社及び子会社のコーポレート・ガバナンスの運用並びに強化を推進する。

ロ．関係会社管理規程その他関連規程に基づき、関係本部／室が子会社管理にあたる。

ハ．子会社の職務執行状況及び事業状況等を報告させる地域経営会議を置く。

ニ．当社及び子会社の業務執行は各社における社内規程に則るものとし、社内規程については随時見直しを行う。

ホ．当社の監査室が、当社及び子会社の業務監査を実施し、検証及び助言等を行う。

（運用状況の概要）

地域本部長と当社の関係本部／室が連携して関係会社の管理にあたるとともに、当社の監査室は関係会社に対して業務監査を実施しております。

法務機能を有するサステナビリティ推進部が、関係会社での法令遵守の取組み状況をH-one・CG自己検証により把握するとともに、検証結果に対する対策の進捗状況を管理しております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性、当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

業務監査にあたる監査室が、必要に応じて監査役の職務の補助を行う。また、監査室の人事及び異動、懲戒に際しては、監査役の意見を尊重し、その独立性を確保する。

（運用状況の概要）

監査室は、会社法上の内部統制、財務報告に係る内部統制及び各部門の業務遂行状況についての内部監査を年間を通じて実施しているほか、監査役及び会計監査人と定期的ないし必要に応じて意見交換を行うなど連携を深めております。また、監査室の人員の人事等に関しては、監査役の意見を尊重するなど取締役からの独立性を確保しております。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、並びに監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ．当社グループの取締役及び従業員は、当社グループの経営、業績に重大な影響を及ぼす事実、重大な法令・定款違反その他これらに準じる事実を知った場合には、適切な方法により、遅滞なく監査役に報告する。

ロ．当社グループは、監査役に報告した者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

（運用状況の概要）

監査役は、取締役会をはじめ経営会議、ガバナンス委員会、リスクマネジメント委員会、J-SOX委員会等に出席することにより取締役及び従業員から必要な報告を受け、取締役の職務の執行及び取締役会の意思決定を中立的かつ客観的に監査しております。また、社外監査役は、取締役会においてそれぞれの専門的見地から適宜発言を行っております。

⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

（運用状況の概要）

監査役の職務において生じた費用又は債務は、適切かつ速やかに処理いたしました。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役は、代表取締役をはじめ各取締役との意見交換を定期的に行う。

ロ．監査役は、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席する。

ハ．監査役は、会計監査人との連携・意見交換を定期的に行う。

（運用状況の概要）

監査役は、代表取締役をはじめ各取締役及び上席執行役員以上の執行役員等と、当社が対応すべき課題や監査上の重要課題等について意見交換を行いました。また、会計監査人とは四半期毎に、会社法及び金融商品取引法に基づく監査・レビュー結果についての報告及び説明を受けております。

（6）会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

連結財政状態計算書

（2021年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資　　産	
流動資産	**65,791**
現金及び現金同等物	3,595
営業債権及びその他の債権	31,631
棚卸資産	23,512
その他の金融資産	2,239
その他の流動資産	2,356
小　　計	**63,335**
売却目的で保有する非流動資産	2,455
非流動資産	**98,183**
有形固定資産	81,902
無形資産	1,021
持分法で会計処理されている投資	6,280
退職給付に係る資産	2,045
その他の金融資産	5,862
繰延税金資産	637
その他の非流動資産	433
資産合計	**163,975**

科目	金額
負　　債	
流動負債	**53,320**
営業債務	20,092
借入金	17,465
未払法人所得税等	564
その他の金融負債	4,008
その他の流動負債	11,189
非流動負債	**38,329**
借入金	27,850
退職給付に係る負債	7,604
その他の金融負債	1,078
繰延税金負債	1,382
その他の非流動負債	414
負債合計	**91,649**
資　　本	
親会社の所有者に帰属する持分合計	**67,285**
資本金	4,366
資本剰余金	12,906
利益剰余金	49,700
自己株式	△244
その他の資本の構成要素	556
非支配持分	**5,039**
資本合計	**72,325**
負債及び資本合計	**163,975**

連結損益計算書
（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上収益	**163,927**
売上原価	**△147,138**
売上総利益	**16,789**
販売費及び一般管理費	△13,682
その他の収益	1,094
その他の費用	△468
営業利益	**3,732**
金融収益	331
金融費用	△708
持分法による投資利益	67
税引前利益	**3,423**
法人所得税費用	△1,648
当期利益	**1,774**
当期利益の帰属	
親会社の所有者	2,838
非支配持分	△1,063
当期利益	**1,774**

（ご参考）連結キャッシュ・フロー計算書（要旨）
（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

区分	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	14,576
投資活動によるキャッシュ・フロー	△12,215
フリー・キャッシュ・フロー※	2,361
財務活動によるキャッシュ・フロー	△11,646
現金及び現金同等物に係る換算差額	175
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△9,109
現金及び現金同等物の期首残高	12,704
現金及び現金同等物の期末残高	3,595

（注）フリー・キャッシュ・フローは「営業活動によるキャッシュ・フロー」と「投資活動によるキャッシュ・フロー」の合計であります。

貸借対照表

（2021年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**15,903**
現金及び預金	694
受取手形	12
電子記録債権	2,044
売掛金	8,264
製品	233
原材料	122
仕掛品	1,792
貯蔵品	394
前払費用	117
未収入金	2,083
その他	159
貸倒引当金	△16
固定資産	**60,729**
有形固定資産	**27,217**
建物	2,982
構築物	193
機械及び装置	6,932
車両運搬具	50
工具、器具及び備品	5,407
土地	6,358
建設仮勘定	5,292
無形固定資産	**110**
ソフトウエア	100
施設利用権	0
その他	9
投資その他の資産	**33,402**
投資有価証券	171
関係会社株式	26,944
出資金	0
関係会社出資金	5,180
長期前払費用	409
長期貸付金	600
長期未収入金	9
その他	97
貸倒引当金	△10
資産合計	**76,633**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**16,379**
買掛金	3,141
短期借入金	600
１年内返済予定の長期借入金	8,234
リース債務	0
未払金	1,845
未払費用	378
未払法人税等	168
前受金	859
預り金	54
賞与引当金	1,097
固定負債	**18,143**
長期借入金	17,525
長期未払金	144
繰延税金負債	288
役員株式給付引当金	171
資産除去債務	14
負債合計	**34,522**
純資産の部	
株主資本	**41,346**
資本金	**4,366**
資本剰余金	**13,459**
資本準備金	13,363
その他資本剰余金	95
利益剰余金	**23,765**
利益準備金	261
その他利益剰余金	23,504
配当準備積立金	1,436
別途積立金	11,221
繰越利益剰余金	10,847
自己株式	**△244**
評価・換算差額等	**763**
その他有価証券評価差額金	**763**
純資産合計	**42,110**
負債・純資産合計	**76,633**

損益計算書

(2020年４月１日から2021年３月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	**46,749**
売上原価	**38,359**
売上総利益	**8,390**
販売費及び一般管理費	**6,862**
営業利益	**1,527**
営業外収益	**1,878**
受取利息	6
受取配当金	1,683
為替差益	64
その他	123
営業外費用	**75**
支払利息	68
雑損失	6
経常利益	**3,330**
特別利益	**0**
固定資産売却益	0
投資有価証券売却益	0
特別損失	**171**
固定資産廃棄損	72
固定資産売却損	93
関係会社株式売却損	0
災害による損失	2
その他	2
税引前当期純利益	**3,159**
法人税、住民税及び事業税	573
法人税等調整額	△45
当期純利益	**2,631**

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月19日

株式会社エイチワン
　取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	藤　間　康　司　㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	山　中　彰　子　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社エイチワンの2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第１項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社エイチワン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月19日

株式会社エイチワン
　取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　藤　間　康　司　㊞

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　山　中　彰　子　㊞

監査意見

　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社エイチワンの2020年４月１日から2021年３月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第１項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

株式会社エイチワン　監査役会

常勤監査役　伊　藤　宣　義　㊞

社外監査役　河　合　宏　幸　㊞

社外監査役　村　上　大　樹　㊞

以　上

株主ひろば

ホームページリニューアルのご案内

当社は、2021年２月にホームページを全面リニューアルいたしました。

新しいホームページでは、IR情報や決算情報をはじめとする情報開示に加え、ESG（環境・社会・ガバナンス）の領域を中心にコンテンツをさらに充実。また、より見やすく、より分かりやすく情報をお伝えすることを目的に、デザインやページの構成を刷新しつつ、スマートフォンやタブレットからの閲覧にも訴求力のあるプラットフォームを採用しております。

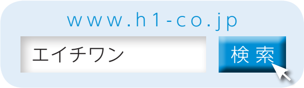

エイチワンの「健康宣言」を制定しました

当社は、経営理念に“世界に貢献する企業に向かって「尊重 信頼 挑戦」そこから生まれる夢の実現”を掲げ、夢の実現を担う従業員一人ひとりが当社の最も大切な財産であると考えています。

この度、従業員が心身ともに健康で働き続けられるよう健康保持増進に向けた取り組みを強力に推進するため、エイチワンの「健康宣言」を新たに制定しました。

【 健康宣言 】

従業員一人ひとりが「心身ともに健康」であることが、当社の成長の土台であり、企業として戦略的・積極的に、従業員の健康保持・増進に取り組むことにより、生産性向上・企業価値向上を実現するとともに、「健康経営」を実践し、従業員が健康で働き続けることに喜びを感じることができる、安全で快適な職場を実現します。

（健康宣言の全文や健康課題に基づく具体的目標は、当社ホームページ「労働安全衛生」からご確認いただけます。 www.h1-co.jp/sustainability/safety_and_health.html ）

株主メモ

事業年度	4月1日～翌年3月31日
期末配当金受領株主確定日	3月31日
中間配当金受領株主確定日	9月30日
定時株主総会	毎年6月
単元株式数	100株
株主名簿管理人 特別口座 口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 TEL 0120-232-711（通話料無料）
上場証券取引所	東京証券取引所　市場第一部
公告の方法	電子公告により行う。 公告掲載URL　http://www.h1-co.jp/ （ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。）

お知らせ

1. 株式事務のお問合せ先
   株主様の住所変更、配当金の振込みのご指定、買取請求その他各種お手続につきましては、口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。
   特別口座に記録された株式に関する各種お手続につきましては、上記株主メモに記載の三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部にお問い合わせください。
2. 配当金計算書について
   配当金のお支払いに際してお送りいたします「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づき作成する「支払通知書」を兼ねております。配当金をお受け取りになった後の配当金額のご確認や確定申告の資料としてご利用いただけます。
   なお、配当金を証券口座でお受け取り（株式数比例配分方式）の株主様は、お取引のある証券会社等へご確認ください。
3. 未受領の配当金について
   未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行株式会社 本支店でお支払いいたします。

株主優待のご案内

当社では、株主の皆様の日頃からのご支援に感謝の意を表すとともに、当社株式への投資魅力を高め、より多くの株主の皆様に長期間にわたり当社の成長をご支援いただけることを目的に、2017年より株主優待制度を導入しております。

●ご優待内容

クオカード　1,000円分

●対象

毎年3月31日現在の株主名簿に記載され、当社株式300株（3単元）以上を保有されている株主様。

●贈呈時期

定時株主総会終了後の6月下旬に贈呈いたします。

●長期保有された株主様へのご優待

2017年3月31日以後、毎年3月31日及び9月30日現在の株主名簿に同一の株主番号で連続して記載された上記対象の株主様には、連続7回目以降に2,000円分、11回目以降に3,000円分のクオカードを贈呈いたします。

2021年3月末より、株主優待制度を一部変更いたしております。詳しくは当社ホームページ「株主優待制度」をご参照ください。
www.h1-co.jp/ir/stock/incentives.html

メ　モ

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会　場　埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地５
KSビル　８階　サイサンホール
Ｔ Ｅ Ｌ　048－643－0010（代）

会場が昨年と異なっておりますので、お間違えのないようお願い申しあげます。

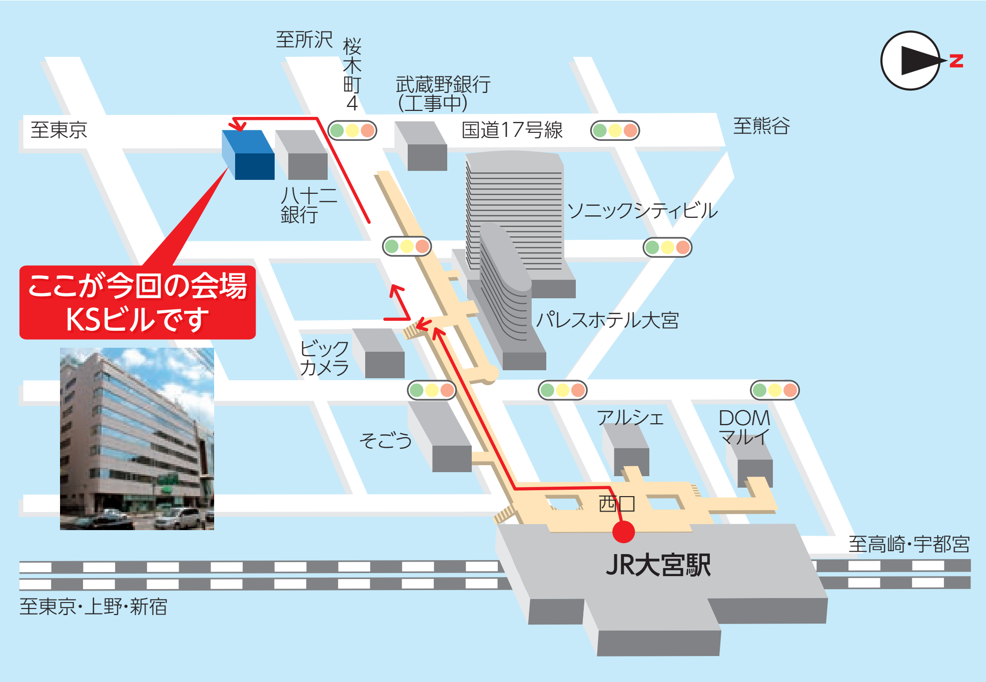

ご案内　〇JR大宮駅西口より徒歩８分
※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産の配付及び株主総会後の株主懇談会の開催は、新型コロナウイルス感染症の発生状況に鑑み、取り止めとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

UD FONT
VEGETABLE OIL INK
ミックス 責任ある木質資源を使用した紙
FSC www.fsc.org FSC® C013080